

静岡県告示第373号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により静岡県看護職員修学資金貸付金等の一部の滞納返還金及び延滞利息の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年5月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

(2) 名称及び代表者の氏名

弁護士法人ライズ総合法律事務所

代表社員 田中 泰雄

2 委託期間

令和5年5月9日から令和6年3月29日まで